

# 岐阜県立海津明誠高等学校 P T A会則 (旧)

## 第1章 名称

第1条 本会は海津明誠高等学校P T Aと称し、事務局を海津明誠高等学校内に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は家庭、学校及び社会が緊密に協力し、生徒に健全な教育環境を与え、その福祉を増進するとともに、民主教育の理解を深め、これを推進することをもって目的とする。

## 第3章 方針

第3条 本会は、教育を本旨とする団体として、次の方針に従い活動する。  
1 家庭と学校との緊密な連携により生徒の健全育成を図る。  
2 学校教育への理解と会員の教養の向上を図る。  
3 学校の施設・設備等の整備充実を図る。

## 第4章 会員

第4条 本会は本校生徒の保護者、本校の職員その他本会の目的に賛同し、入会を希望する者をもって会員とし、全ての会員は平等の権利と義務を有する。

## 第5章 役員の種類、定数、選出、任期および任期

第5条 本会に次の役員を置く。  
会長（保護者） 副会長6名（保護者4名、教頭2名）  
庶務若干名（教職員） 会計3名（保護者2名、教職員1名）  
幹事8名 各種委員会委員長若干名（保護者）  
会計監査2名（保護者） 顧問若干名（学校長、現旧会員）

第6条 役員を選出は指名委員会の指名する役員候補者中より、総会において決定する。ただし、顧問は会長が委嘱する。

第7条 役員任期は一年とし、再任を妨げない。  
2 欠員が生じた場合は後任者を補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第8条 役員任期は次の通りとする。  
1 会長は本会を代表し、会務を統轄する。  
2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。  
3 庶務は本会の活動状況の記録および、庶務一切を担当する。  
4 会計は本会の経理事務を担当する。  
5 地区幹事は本会の運営および、地区会員との連絡を担当する。  
6 各種委員会委員長は各種委員会を代表し、委員会の会務を統轄する。  
7 会計監査は本会の会計監査を担当する。

## 第6章 実行委員会

第9条 実行委員会は役員で構成する。また必要に応じて、会計監査を参加させることができる。  
第10条 実行委員会は会長が必要に応じてこれを開き、各種事業等の計画審議に当たる。

## 第7章 指名委員会

第11条 指名委員会は学年末実行委員会において決定し、その構成は、P T A会長から指名された代表、及び教職員代表2名とする。

# 岐阜県立海津明誠高等学校 P T A会則 (案)

## 第1章 名称

第1条 本会は海津明誠高等学校P T Aと称し、事務局を海津明誠高等学校内に置く。

## 第2章 目的

第2条 本会は家庭、学校及び社会が緊密に協力し、生徒に健全な教育環境を与え、その福祉を増進するとともに、民主教育の理解を深め、これを推進することをもって目的とする。

## 第3章 方針

第3条 本会は、教育を本旨とする団体として、次の方針に従い活動する。  
1 家庭と学校との緊密な連携により生徒の健全育成を図る。  
2 学校教育への理解と会員の教養の向上を図る。  
3 学校の施設・設備等の整備充実を図る。

## 第4章 会員

第4条 本会は本校生徒の保護者、本校の職員その他本会の目的に賛同し、入会を希望する者をもって会員とし、全ての会員は平等の権利と義務を有する。

## 第5章 役員の種類、定数、選出、任期および任期

第5条 本会に次の役員を置く。  
会長（保護者） 副会長5名（保護者3名、教頭2名）  
庶務若干名（教職員） 会計3名（保護者2名、教職員1名）  
各種委員会委員長（進路・生徒指導、広報、部活動、明誠祭実行）：4名（保護者）  
各学年委員長：3名（保護者） 各学年副委員長：3名（保護者）  
（新組織の各種委員会及び各学年会明記）  
会計監査2名（保護者） 顧問若干名（学校長、現旧会員）  
なお、必要に応じ、各種委員会に副委員長をおくことができる。  
この会則にかかる組織図は別紙1に定める。

第6条 役員を選出は指名委員会の指名する役員候補者中より、総会において決定する。ただし、顧問は会長が委嘱する。

第7条 役員任期は一年とし、再任を妨げない。  
2 欠員が生じた場合は後任者を補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

第8条 役員任期は次の通りとする。  
1 会長は本会を代表し、会務を統轄する。  
2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。  
3 庶務は本会の活動状況の記録および、庶務一切を担当する。  
4 会計は本会の経理事務を担当する。  
5 各種委員会委員長は各種委員会を代表し、委員会の会務を統轄する。（追加）  
6 各委員会副委員長は各委員会委員長を補佐する。（追加）（各委員会副委員長の仕事を明記）  
7 各学年委員長及び各学年副委員長は、各委員会の補佐をする。（追加）  
（学年委員長の副委員長の仕事を明記）  
8 顧問は、本会の活動に対して、指導・助言を行う。  
9 会計監査は本会の会計監査を担当する。

## 第6章 実行委員会

第9条 実行委員会は役員で構成する。また必要に応じて、会計監査を参加させることができる。  
第10条 実行委員会は会長が必要に応じてこれを開き、各種事業等の計画審議に当たる。

## 第7章 指名委員会

第11条 指名委員会は学年末実行委員会において決定し、その構成は、P T A会長から指名された代表、及び教職員代表2名とする。

第8章 各種委員会（旧会則）

第12条 本会に次の委員会を設け、必要な事項を協議し、またこれに伴う必要な活動を行う。

- 1 進路指導委員会
- 2 生徒指導委員会
- 3 部活動委員会
- 4 地区委員会（海津・平田・南濃・輪之内・安八・養老・羽島・大垣等の地区ごとに構成する）
- （廃止）
- 5 広報委員会

ただし、本会には会長が必要に応じ、特別委員会を設けることができる。

第9章 総会

第13条 総会は年度始めに開くものとする。臨時総会は会長が必要と認めた時、または会員の3分の1以上の要求のあった時、開くことができる。

第14条 総会は出席者（委任状を含む）が全会員の3分の1以上あれば成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決定する。

第15条 総会では次の事項について、審議議決する。

- 1 予算の議決、決算の承認
- 2 事業計画の承認
- 3 役員の選出
- 4 規約の制定及び改正
- 5 その他会長が必要と認めた事項

第10章 会計

第16条 本会の経費は会費、入会金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 1 会費、入会金、寄付金等の額は総会で決定する。
- 2 本会の収支等命令については学校長に委任する。ただし、内容が特に重要であると認められる時はあらかじめ会長に協議するものとする。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第11章 会計監査

第18条 会計監査は会計年度毎に、会の収支決算について監査を行い、総会において承認をうける。

第12章 会則の改正

第19条 本会の会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。本会の運営上必要な細則は別に定めることとする。

付則 本会則は、平成17年5月28日から適用する。平成19年度以降は役員、委員会人数等構成メンバーについては改正する。

付則 平成18年5月20日 一部改正

付則 平成19年5月19日 一部改正

付則 平成20年4月26日 一部改正

第8章 各種委員会（新会則）

第12条 本会に次の委員会を設け、必要な事項を協議し、またこれに伴う必要な活動を行う。

- 1 進路・生徒指導委員会
- 2 広報委員会
- 3 部活動委員会
- 4 明誠祭実行委員会（新規）

（進路指導委員会・生徒指導委員会を合併）

ただし、本会には会長が必要に応じ、特別委員会を設けることができる。

第13条 進路・生徒指導委員は年度初めに各クラスの保護者から1名ずつ選出する。

第14条 欠員がでた時の各委員会・各学年委員長及び副委員長は年度末に、新たに募集する。

第15条 広報委員会、明誠祭実行委員会には副委員長を1名以上おく。進路・生徒指導委員会、部活動委員会の副委員長をおくことができる。

第16条 部活動委員は年度初めに各部の保護者の中から1名ずつ選出する。ただし、進路・生徒指導委員及びPTA役員は除く。

第13条～第16条（追加）（進路・生徒指導委員及び部活動委員の選出方法を明記）

第9章 総会

第17条 総会は年度始めに開くものとする。臨時総会は会長が必要と認めた時、または会員の3分の1以上の要求のあった時、開くことができる。

第18条 総会は出席者（委任状を含む）が全会員の3分の1以上あれば成立し、議事は出席者の過半数の賛成により決定する。

第19条 総会では次の事項について、審議議決する。

- 1 予算の議決、決算の承認
- 2 事業計画の承認
- 3 役員の選出
- 4 規約の制定及び改正
- 5 その他会長が必要と認めた事項

第10章 会計

第20条 本会の経費は会費、入会金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 1 会費、入会金、寄付金等の額は総会で決定する。
- 2 本会の収支等命令については学校長に委任する。ただし、内容が特に重要であると認められる時はあらかじめ会長に協議するものとする。

第21条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第11章 会計監査

第22条 会計監査は会計年度毎に、会の収支決算について監査を行い、総会において承認をうける。

第12章 会則の改正

第23条 本会の会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て改正することができる。本会の運営上必要な細則は別に定めることとする。

付則 本会則は、平成17年5月28日から適用する。平成19年度以降は役員、委員会人数等構成メンバーについては改正する。

付則 平成18年5月20日 一部改正  
付則 平成19年5月19日 一部改正  
付則 平成20年4月26日 一部改正  
付則 令和2年4月28日 一部改正  
（追加）（会則の変更に伴い変更）